

附属書三―D 原産地に関する申告文

原産地に関する申告は、次に掲げる複数の言語による申告文のうちの一の言語による申告文を用いて、及び輸出締約国の法令に従って作成するものとする。当該原産地に関する申告が手書きである場合には、インキにより活字体で記すものとする。当該原産地に関する申告については、それぞれの注に従って作成する。注は、再度記載する必要はない。

日本語による申告文

(期間) ..... から ..... まで (注1)

この文書の対象となる製品の輸出者 (輸出者参照番号) ..... (注2) は、別段の明示をする場合を除くほか、当該製品の原産地 ..... (注3) が特恵に係る原産地であることを申告する。

(用いられた原産性の基準 (注4))

(場所及び日付 (注5))

(輸出者の氏名又は名称 (括弧字体によるもの))

(ブルガリア語、クロアチア語、チェコ語、デンマーク語、オランダ語、英語、エストニア語、フィンランド語、フランス語、ドイツ語、ギリシャ語、ハンガリー語、イタリア語、ラトビア語、リトアニア語、マルタ語、ポーランド語、ポルトガル語、ルーマニア語、スロバキア語、スロベニア語、スペイン語及びスウェーデン語による申告文は省略)

注1 原産地に関する申告が第三・十七条5(b)に規定する同一の原産品の二回以上の輸送のために作成される場合には、当該申告が適用される期間を記載する。当該期間は、十二箇月を超えてはならない。当該原産品の全ての輸入は、記載された期間内に行われなければならない。そのような期間の適用がない場合には、この欄は、空欄とすることができる。

注2 輸出者が特定される参照番号を記載する。欧州連合の輸出者については、当該参照番号は、欧州連合の法令に従って割り当てられる番号とする。日本国の輸出者については、当該参照番号は、日本国の法人番号とする。輸出者が番号を割り当てられていない場合には、この欄は、空欄とすることができる。

注3 産品の原産地（欧州連合又は日本国）を記載する。

注4 場合に依じて、次の一又は二以上の記号を記載する。

第三・二条1(a)に規定する産品については、「A」

第三・二条1(b)に規定する産品については、「B」

第三・二条1(c)に規定する産品については、「C」（当該産品に実際に適用される品目別規則の種類に係る次の数字を追加的に付する。）

関税分類の変更の基準については、「1」

非原産材料の最大限の割合（価額に基づくもの）又は最小限の域内原産割合（価額に基づくもの）の基準については、「2」

特定の生産工程の基準については、「3」

付録三―B―1第三節の規定の適用がある場合については、「4」

第三・五条に規定する累積を適用する場合には、「D」

第三・六条に規定する許容限度を適用する場合には、「E」

注5 場所及び日付は、これらの情報が文書自体に含まれる場合には、省略することができる。